明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務六四）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同六五）　二七
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同六六）

省　令

○総務省令第六十四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

総務大臣　山本　早苗

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改める。

第五条第一項の表第四号中「境界変更若しくは」を「境界変更」に改め、「」の指定」の下に「若しくは平成二十五年十二月二十日の閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づく国と当該地方団体との個別協議」を加え、同表第五号中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同表第二十一号1中「第三条」を「第二条」に改め、同表第二十三号及び第二十四号中「第二条」を「第一条」に改め、同表第二十六号中「幼稚園」の下に「（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたもの（以下「新制度移行私立幼稚園」という。）を除く。）」を加え、同表第二十七号中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども数」に、「に在学する幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるもの（以下「一号認定子ども」という。）に限る。）の数」に改め、同表第四十号中「昭和五十八年度から」を「昭和五十九年度から」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号1の第一号、第四号及び第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号1中「並びに平成二十五年度」を「、平成二十五年度」に改め、「（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、同表第四十四号中「平成五年度から平成二十五年度」を「平成六年度から平成二十六年度」に改め、同号1中「所得割」及び「、平成五年度において「平成五年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成六年三月十一日付自治地第三十七号都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「平成五年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成六年三月二十九日付自治地第六十三号都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成五年度減収補填債」という。）」を削り、「並びに平成二十五年度」を「、平成二十五年度」に、「平成二十五年二月十四日」を「平成二十六年二月十四日」に改め、「（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）」の下に「並びに平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）」を加え、「所得割（平成五年度に係る額に限る。）」を削り、同表第四十五号を削り、同表第四十六号中「平成五年度から」を「平成六年度から」に改め、「、平成五年度において「平成五年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（第三次分）について（平成六年三月二十九日付自治地第八十七号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）」、「平成五年度臨時財政特例債の配分額について（第二次配分）（平成五年九月十七日付自